

令和6年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

《目次》	ページ
「一般財団法人 長崎市野母崎振興公社」の解散について……………	2～5

南総合事務所

令和6年2月

「一般財団法人 長崎市野母崎振興公社」の解散について

1 概要

一般財団法人 長崎市野母崎振興公社(以下「公社」という。)は、昭和45年7月に旧野母崎町が出資(合計600万円)し設立した本市の外郭団体であるが、令和7年3月31日をもって解散が予定されているため、報告するもの。

2 解散の事由

公社は、観光事業の推進及び地域住民の福祉の増進を図る目的で設立され、これまで野母崎の旧国民宿舎などをはじめ、公の施設の管理運営や一般廃棄物収集運搬業務などの受託事業を実施してきたが、令和6年1月現在の受託事業は、一般廃棄物収集運搬(野母崎地区)のみとなっている。

この一般廃棄物収集運搬の業務は、平成17年の市町村合併以降、随意契約にて受託してきたが、令和7年度から制限付き一般競争入札による事業者選定方式へ移行されることに伴い、公社は入札に参加しない方針を決定しており、受託事業が皆無となることから、解散する。

【公社が入札参加しない判断に至った背景】

(1) 長崎市外郭団体等検討委員会からの提言(H24.11)

「公社が行っている業務はすべて民間企業が行うことができ、また、それらの方がより一層サービスの向上が図られるものと考えられることから、廃止する方向で検討すべきである。」

(2) 受託事業が一般廃棄物収集運搬の1業務のみ

3 今後のスケジュール

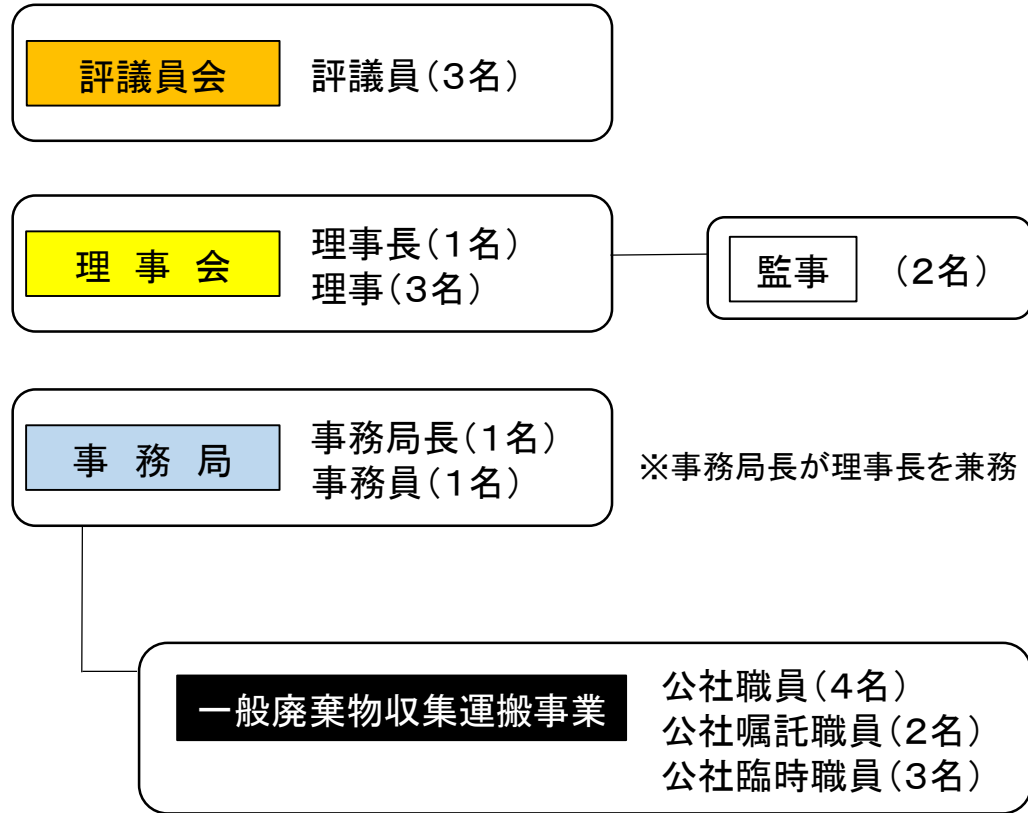
年 月	内 容	備 考
令和6年5月	理事会及び評議員会 ・公社解散に係る定款変更の決定 (公社の解散期限を定款へ追加)	
令和7年2月	評議員会 ・解散に係る清算人の決定	清算人は、原則、解散時の理事
令和7年3月31日	公社解散	事業活動の停止
令和7年4月	1 長崎県への解散申請 2 法務局へ解散及び清算人を登記 3 清算事務開始	解散及び清算人選任の登記は2週間以内の申請 財産目録、貸借対照表の作成後、財産換価・債務弁済
令和7年6月	評議員会 ・清算報告 ・残余財産の帰属先の決定	
令和7年7月	法務局へ清算終了の登記	清算終了の日から2週間以内の申請 登記により法人登記は閉鎖(一般財団法人の消滅)

【参考】

1 これまでの野母崎振興公社の受託事業等

業務名(施設名)	受託期間	備考
国民宿舎「亜熱帯」	昭和46年4月 ～平成13年3月	平成13年で閉館し、新たに「海の健康村」を建設
海の健康村 (後のAlega軍艦島)	平成13年4月 ～令和元年12月	Alega軍艦島譲渡に伴う解約により終了
長崎県「亜熱帯植物園」	昭和48年4月 ～平成29年3月	閉園に伴い終了
野母崎総合運動公園	昭和52年4月 ～令和3年10月28日	長崎のもぞき恐竜パーク開園に伴い終了
軍艦島資料館	平成28年4月 ～令和3年10月28日	長崎のもぞき恐竜パーク開園に伴い終了
のもぞき物産センター (自主事業)	平成5年4月 ～令和3年1月	令和3年1月末廃止
一般廃棄物収集運搬 (野母崎地区)	平成16年4月 ～令和7年3月31日	※随意契約にて受託 令和7年度からは一般競争入札に変更されることに伴い入札へ不参加

2 会社の組織体制(R6.1現在)



	公社職員	嘱託職員	臨時職員	計
事務局		2		2
一般廃棄物 収集運搬事業	4	2	3	9
計	4	4	3	11